

## 一九九二年度村落社会研究会総会

第一六九号（一九九二年八月三一日付）  
第一七〇号（一九九二年一〇月一日付）

日 時 一九九二年一〇月二九日  
場 所 熊本県牛深市総合センター

- 一、議長に磯辺俊彦会員を選出した。
- 二、議事

### I 一九九二年度事業報告（事務局）

#### ◎運営委員会の開催

- 第一回運営委員会（一九九一年一〇月一一日）
- 第二回運営委員会（一九九一年一月二九日）
- 第三回運営委員会（一九九二年一月二二日）
- 第四回運営委員会（一九九二年六月六日）
- 第五回運営委員会（一九九二年一〇月二八日）
- 第六回運営委員会（一九九二年一〇月二九日）

#### ◎研究会の開催

二回開催した（一九九二年二月二三日、同七月一八日）。

- 関東・東北地区研究会（一九九二年六月六日）
- 中部・近畿地区研究会（一九九二年五月九日）
- 東北地区研究会（一九九二年六月二三日）

#### ◎宿題委員会の開催

#### ◎『研究通信』の発行

- 第一六七号（一九九二年一月二〇日付）
- 第一六八号（一九九二年五月二十五日付）

### III 国際農村社会学会報告

- ◎大会報告（長谷川）ベンシルバニアで大会が開かれ、村研から多数の参加者があり、盛況であった。
- ◎Asian Rural Sociology Working Groupについて（高橋）内容は、第六回運営委員会記録にあるとおり。

### IV 事務局報告（鳥越）

- ◎臨時会計処理についての報告大会事務局から会計の逼迫している事務局に八万円が支払われた。
- ◎本年度大会自由報告についての処置
- ◎会員動向入会八名、退会六名、現在会員三三八名。

### V 会計報告（事務局、会計監査「西村」）

- ◎一九九二年度決算、一九九三年度予算が別掲のとおり承認された。

### VI 会費値上げについて（事務局）

- ◎会費六、〇〇〇円（大学院生四、〇〇〇円）が承認された。

### II 編集委員会報告

- ◎アンケート結果について（吉沢）

## VII 村研の組織変革について（運営委員会）

◎別掲のような組織変革案が運営委員会から出され、承認された。村落社会研究会は日本村落研究学会と名称変更され、正式に学会となることになった。それにもない、会長職を置くことになり、現運営委員会代表の柿崎京一会員が会長になった旨、運営委員会から報告があった（ただし、次期運営委員改選までの一年任期）。

◎正式の会則は次期総会に提出され、事後承認の形式を取ることになり、とりあえず、「組織改革案」を暫定会則として、活動することになった。また、会則作成は組織改革実行委員に依頼された。その委員名は組織改革原案にあるとおりである。

## VIII 年報編集委員会報告

◎第六回運営委員会報告のとおり、また、年報の購入について強い依頼があった。

## IX 次期事務局、次期大会について

◎神戸大学（北原淳、藤井勝）が承認された。北海道で開催することが大沼会員から紹介され、それが承認された。

## 付 村落社会研究会組織改革（原案）

一九九二年一〇月二九日

運営委員会

## 一、名称変更等について

(1) 本会は、名称を「日本村落研究学会」（通称、村研）とする。英文名は、Japanese Association for Rural Studiesとする。

(2) 日本村落研究学会として、会長職をおくる。

(3) 会長職は、理事会（後述）で選出し、総会で承認を受けるものとする。

## 二、理事会の委員任期制の施行

(1) 日本村落研究学会に、理事会をおくる。

(2) 理事は、二〇名程度とする。

(3) 会長および理事の任期は二年とし、三選を認めない。

(4) 理事の担当制をとる（企画担当理事、編集担当理事、庶務担当理事など）。

## 三、大会テーマについて

(1) 当分、特定の大会テーマを設けず、自由報告を重視する。

(2) 複数の会員による自主的なグループ研究を奨励し、成果のあるものについては、そこでのテーマを全体のテーマとする。

(3) 「宿題委員会」にかわり、新会則で「研究委員会」を設置し、大会および研究会のあり方を検討し、活動を推進する。

## 四、編集委員会の改組について

(1) 編集委員会は企画機能を強める。

(2) 編集委員会は、次年度の年報のゆるやかなテーマを、大会会時までに設定する。

(3) 編集委員会は、上記（自主的なグループ研究）の成果を重視し、それを年報として出すこともあり得る。

### 五、宿題委員会について 宿題委員会は解散する。

### 六、年報代について

現在のところ、以下の二案が出ている。

- (1) 年報代を会費の中に入れる。
- (2) 従来通り、年報代は会費の中に入れない。

### 七、以後の作業について

(1) 総会によって全権委任を得た「組織改革実行委員会」を形成し、速やかに、会則作成の作業にはいる。

(2) 会則承認は、次年度大会における事後承認にし、新体制で活動を開始する。

(3) 総会で以上の趣旨どおりの承認を得た場合、本年度は移行体制として、会長、事務局長の執行部体制と、それを支える理事会、それに加えて、現存の編集委員会、国際交流委員会が機能する。

(4) 新「編集委員会」は暫定的に現「編集委員会」が担当せざるをえないが、必要を感じれば、本大会期間中に、新趣旨に沿った編集委員を補充し、理事会の承認を得る。

(5) 新会則で研究委員会の委員が選ばれるまでは、暫定的に会長および事務局がその任にあたる。

(6) 編集委員会は、年報及び村研通信の今後のあり方について検討する。

(注)

「組織改革実行委員会」

鳥越（旧事務局）、藤井（新事務局）、柿崎（関東）、細谷（東北）、大沼（北海道）、徳野（中国・四国・九州）